（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条　法第九条第一項の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（他の業務を行う場合の行政庁の承認）

第十六条　共済団体は、法第十条第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を行政庁に提出しなければならない。

一　名称

二　認可年月日

三　承認を受けようとする事業の種類

四　当該事業の開始予定年月日

2　前項の承認申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　前項第三号の事業の内容及び方法

二　前項第三号の事業を所掌する組織及び人員配置

三　前項第三号の事業の運営に関する内部規則等

（資産の運用方法の制限）

第十七条　法第十一条第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　次に掲げる有価証券（外貨建てのものを除く。）の取得

イ　国債

ロ　地方債

ハ　政府保証債（政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。）

ニ　特別の法律により法人の発行する債券（ハに掲げるものを除く。）

二　次に掲げる金融機関への預金（外貨建てのものを除く。）又は貯金（外貨建てのものを除く。）

イ　銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）

ロ　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。）

ハ　株式会社商工組合中央金庫

ニ　信用金庫又は信用金庫連合会

ホ　労働金庫又は労働金庫連合会

ヘ　農林中央金庫

ト　信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

チ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

リ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

三　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの（外貨建てのものを除く。）

（共済団体と特殊の関係のある者）

第十八条　法第十一条第四項の厚生労働省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げるものとする。

一　当該共済団体の子法人等であるもの

二　当該共済団体の関連法人等であるもの

2　前項第一号の「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該共済団体がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該共済団体及び子法人等又は子法人等が他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該共済団体の子法人等とみなす。

一　当該共済団体が議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）

二　当該共済団体が議決権の百分の四十以上百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ　当該共済団体が自己の計算において所有している議決権と当該共済団体と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を行使している者が所有している議決権の過半数を占めていること。

ロ　当該共済団体の役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって当該共済団体が当該他の法人等の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ　当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該共済団体が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行っていること（当該共済団体と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ　その他当該共済団体が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　当該共済団体が自己の計算において所有している議決権と当該共済団体と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該共済団体の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該共済団体が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であって、前号ロから ホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの

3　第一項第二号の「関連法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該共済団体（当該共済団体の子法人等を含む。以下この項において同じ。）がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるもの並びに子法人等を除く。）をいう。

一　当該共済団体が他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であって、当該共済団体がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等